

オーストラリアにおけるケアする人たちへの取り組み

Care for carers in Australia

長谷川珠代^{※1}

Tamayo Hasegawa^{※1}

I. はじめに

現在の日本は少子高齢社会が進み、高齢者が高齢者をケアする時代となり、乳幼児死亡率の低下は障害者の増加につながっている。また医療技術の進展や医療ニーズの多様化は従来医療施設でしか考えられなかった医療を在宅でも可能にできた。一方で核家族の増加などの社会的な構造変化に伴い、子育てや介護など人との関わりを基本とした営みにも変化を生じ、従来根付いていたケアをする人、ケアをされる人、という社会的な役割の枠組みは、日常の中で誰もがケアし、ケアされる存在へと変化している。

このような状況のなか、介護負担の増加、施設や家庭内での幼児・高齢者虐待、医療従事者のバーンアウトなどの問題が社会化している。またこれらの背景を受け、平成18年度からは介護予防の視点に立った、介護保険法の改正が施行される。このように現在の日本社会において、ケアされる者だけではなく、ケアする者へのケアの必要性が叫ばれ始めている。

今回は先進的に、国としてケアする人へのケアに、組織的に取り組んでいるオーストラリアにおいて、その背景と活動についての情報収集や意見交換等を実施することができたので、ここに報告する。

II. 国内外での介護者への取り組み

介護者への取り組みについては国内外ともに資料が少なく、まだまだ発展途上の分野であるといえる。しかしながらアメリカ、スウェーデン、オーストラリア、韓国などにおいて様々なプログラム

が実施されている。アメリカのワシントン大学病院では1986年から患者だけではなく、家族や医療スタッフも対象としたアートプログラムが提供され、スウェーデンでは介護も含めた高齢化問題に対して州議会や様々な研究所が共同で取り組んでいる。日本では1976年に設立された財団法人たんぼぼの家が、障害を持った人たちの芸術文化活動を支援する活動を推進するとともに、ケアする人のケアを介した成長や障害者の芸術文化活動におけるケアの意義を見いだしてきた。2002年には「ケアする人のケア」日米フォーラムを開催し注目を浴びている。

III. ケアラーズオーストラリアの概要

1. 設立の背景

ケアラーズオーストラリアにおける介護者（ケアする人）の定義付けは、長期的な疾病、高齢、障害などをもった人たちを個人的に面倒見ている家族や友人としている。社会構造の変化などから介護者の定義は変化しており、昔は同居が必須条件であったが、現在は週に20時間介護をしていることが条件とされ、同居の必要はなくなっている。オーストラリア全土に、ケアする人は約200万人いるとされ、クウィーンズランド（以下、QLD）では介護者が45万人いるとされている。これは人口の18～20%を占める。またこれらの介護者は全国、QLDともに78%が就業年齢である。このような背景から、企業からCAへのアプローチも増えている。介護者の70%は女性であり、これには歴史的、社会的、伝統的な背景が関連している。

※1 宮崎大学医学部看護学科 地域看護学講座
School of Nursing, Miyasaki Medical College, University of Miyazaki

オーストラリアにおいてもスポットライトが当てられたのは最近のことで、彼らが経済的にも重要な位置にあると認識されたことから、介護者に対するケアへの関心が高まった。先に示した介護者の数のうち、50%は収入がある。しかし収入を得ていない50%の介護者が、現在無償で担っている介護を、公的資金で担った場合を計算すると1,903億A\$にもものぼる。この金額は国が、無償で介護している人たちへ経済的な依存しているという現状が示された結果、連邦政府が介護者を国として保障すべきであると考え、2週間おきに90A\$を支給するようになった。またフルタイムで介護に従事し無収入の場合、介護にどれだけの時間を要しているかなどの査定基準をクリアする必要があるが、障害年金や高齢者年金と同じく収入に応じた率で支給される介護者年金に申し込みが可能だったり、介護により一時休業する場合などは、連邦政府からの支給が受けられるなど、国としての保障がなされている。

2. ケアラーズオーストラリアについて

オーストラリアにおいて行政は3つのレベルに分類される。連邦政府レベル、州政府レベル、地方自治体レベルである。ケアラーズオーストラリア（以下、CA）は連邦政府と連携し、介護者の主張を反映した方針の決定などを行っている。CAに対して連邦政府から運営資金が支給され、実績に応じて各州の組織に分配される。CAと州ごとに設置されているケアラーズ組織との関係としては、CAの理事会に各州の代表者を一人ずつ選ぶ、ということのみであり、州ごとのケアラーズ組織とCAとの上下関係があるわけではない。各州組織は独自で理事会を持ち、それぞれの州政府と連携し、必要に応じて州の会議に参加しながら活動している。CA代表者と各州組織の責任者は定期的に一堂に会し、オーストラリア全土のケアする人に対するサービス資源とタスクの共有を行なう。様々な連携スタイルがありCAが先導して行う場合もあれば、州組織の活動がベースになって事業を行い、全国規模に広がる場合もある。責任者が一堂に会する場を持つことで、オーストラ

リア全土におけるリソースを共有し、組織同士が助け合っている。

CAと各州組織が共通して取り組んでいるプログラムや活動は様々あるが、現在は特にCarers Survices Australia（仮称）の検討や、介護者の権利擁護を法律化する動きが大きい。

Carers Survices Australia（仮称）は、独自で継続が困難なケアサービスに関連する民間組織などを連邦政府が買い取り、そこから支援を提供するというプロジェクトである。これを実施することでオーストラリアにおけるサービス資源が統合され、全国的に安定したサービスを提供することが出来る。

ケアする人の権利擁護のための新しい法律成立に向けた動きについては、各州組織がそれぞれの州政府に働きかけ、実際に西オーストラリアの州では法律成立にまで至っている。この法律が制定されれば、ケアする人に対する様々な問題に対する権利を保障する共通の足場となり、法律を成立させることで社会全体の認識を高めていくことができると考えている。また州や連邦政府において介護に関する担当部署が不明瞭であったものが、法的な動きなどを受けてどの部署もその必要性和対応を認識すると考えている。

また社会への啓蒙活動の一環として、オーストラリアでは10月の第2週をCarers Weekに設定されている。今年からこのケアラーズウィークに、州や地域ごとでケアしている人を雇っている雇用者を表彰する試みを始めた。表彰される内容はケアしている人に対して、労働時間が考慮されていたり、ケアされている人が会社に来て良いなど、ケアの状況を十分に考慮し、ケアする人に優しい会社である。今年にはJonson&Jonson、銀行、Nursing Homeなど色々な業種が表彰された。現在、CQに対する企業からのスポンサーが少ないが、実際にオーストラリア全土において労働しながら介護をしている人は14,000人であり、企業への理解を求める者が多く、雇用主からもCAへアドバイスや相談の要請があるので、ケアする人の社会的地位が向上すれば全国的なスポンサーシップが展開できると考えている。

IV. ケアラーズクィーンズランドについて

ケアラーズクィーンズランド（以下、CQ）は、クィーンズランド（QLD）におけるケアする人へのケアサービスを提供する総括組織で1989年に設立された。

CQリソースセンターは13人の常勤スタッフとコンピューター処理などのボランティアがおり、提供するサービスとして個人に合わせた情報の提供やカウンセリング、介護者に対するケアの訓練などを行っている。

1. 情報の提供

オーストラリアで看護や介護などのサービスを提供している団体は、非政府組織、宗教団体、民間企業など多様であり、多くの団体が政府からの認可を受けている。情報量が多く、利用者に混乱をきたす場合があるため、CQで情報を整理し、介護者への説明や紹介を行っている。情報の説明などはフリーダイヤルで行っており、年間16,000件もの問い合わせがある。また情報の提供から、必要な人はカウンセリングに紹介するなど、専門家につなぎ対応する。

また大量に存在する情報の整理も大切な仕事で、サービスに関するデータベースを作成し、定期的にも実際に使用できるサービスなのかの確認も行っている。

2. 地域開発

地域開発担当官は、地域と直接接し、彼らの抱える悩みや問題などをセンターに持ち帰り、代弁者となって政府に働きかけていく役割を担ったり、同じ悩みを持つ人たちのサポートグループや様々なワークショップを開催し、地域の開発に務めている。2000年QLDにある9カ所の事務所でショートステイのワークショップを実施し、カウンセラーが中心となり介護からくるストレスを解消するための講習や、美容やマッサージなどのリラクゼーションについての講習を行った。また現在CQが取り組んでいるプロジェクトとして、長年誰かを介護してきて現在は介護から手の離れたような先輩介護者が、新しく誰かの介護を始めた後輩介護

者に指導する訓練コースを展開している。将来的には認可コースを整えて、身近な人へのケアを職業として認めていけるような公的システムにしたいと考えている。この地域開発担当官はCQ独自のものであり、彼らの働きが評価された結果、他の州組織でも設置される動きになっている。

3. カウンセリング

介護者のために専門のカウンセリングを行っている。電話相談や直接相談を行う。またワークショップを開き、グループカウンセリングも積極的に行っている。短期的なカウンセリングを何度も繰り返す場合が多い。介護者へのカウンセリングでは、相談者の悲しみを理解・受容することが大切であるが、一般的なカウンセリングでは理解されない場合が多いため、介護者への専門のカウンセリングは非常に必要とされている。また、カウンセリングに対しては政府からの資金援助もあり、政府も力を入れている。CA本部の調査で若年介護者に対するケアが十分でないために、正常な心理的発達がなされない、という報告が出されたことから、自己肯定や気持ちの表出などの訓練を組み込んだ、若年介護者に対する心理教育プログラムを実施している。

V. おわりに

今回オーストラリアにおいて、ケアする人たちへケアを提供する状況を視察することができ、一番強く心に残ったことは、先進的にケアする人たちへのケアを行っているオーストラリアも、10年前は今の日本と変わらない状況があったのだ、ということである。現在日本でもケアしている人たちへのケアの必要性はあらゆる場面で問われているが、歴史的、社会的、文化的な背景などから、『つらい、大変だ』などのマイナスな表現が表出しにくい社会があり、ケアする人を家族だけではなく医療スタッフにまで拡大して捉えたケアの実践や必要性についての研究はほとんどみられない。

しかしこれからの日本において、介護者の権利を擁護していくことが重要であり、そのためには小さい働きながら、ケアする人に対するケアを提

供していく活動を継続していくことに大きな意義を感じた。大変短い期間ではあったが、自分の取り組みがこれから日本で広がっていく、ケアする人達へのケアの第一歩であることを実感できる有意義なものであったと思う。

本報告は、平成16年度科学研究費補助金（若手研究(B) 課題番号16791439）により実施した。

文 献

- 1) 津村智恵子：地域看護学，28-30，中央法規，2003
- 2) 片田範子：看護師の業務と役割の模索 オーストラリアの場合，看護管理，13(11)，916-920，2003
- 3) 厚生指針 国民衛生の動向，51(9)，厚生統計協会，2004